

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成31年4月4日(2019.4.4)

【公表番号】特表2018-506630(P2018-506630A)

【公表日】平成30年3月8日(2018.3.8)

【年通号数】公開・登録公報2018-009

【出願番号】特願2017-544880(P2017-544880)

【国際特許分類】

C 08 L 77/00 (2006.01)

C 08 K 7/28 (2006.01)

C 08 L 15/00 (2006.01)

C 08 L 23/26 (2006.01)

【F I】

C 08 L 77/00

C 08 K 7/28

C 08 L 15/00

C 08 L 23/26

【手続補正書】

【提出日】平成31年2月21日(2019.2.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリアミドと、

表面の少なくとも一部分上にアミノ基を有する、中空ガラス微小球と、

ポリオレフィン単位又はポリジエン単位のうちの少なくとも1つ、及びカルボン酸官能基又はカルボン酸無水物官能基のうちの少なくとも1つを含む耐衝撃性改良剤と、  
を含む組成物であって、前記耐衝撃性改良剤が、前記組成物の総重量に基づき、少なくとも約5重量%の量で存在する、組成物。

【請求項2】

前記耐衝撃性改良剤が、無水マレイン酸変性耐衝撃性改良剤である、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

相溶化剤を更に含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

前記相溶化剤が、無水マレイン酸変性ポリオレフィン・ポリアクリレートコポリマーである、請求項3に記載の組成物。

【請求項5】

ポリオレフィン単位又はポリジエン単位のうちの少なくとも1つを含む耐衝撃性改良剤により変性したポリアミドを含むマトリクスであって、前記耐衝撃性改良剤及び前記ポリアミドのうちの少なくとも一部が、アミド結合、イミド結合、又はカルボキシル・アミン非共有結合のうちの少なくとも1つを共有するマトリクスと、

前記マトリクス中に分散した中空ガラス微小球であって、前記中空ガラス微小球及び前記マトリクスのうちの少なくとも一部が、アミド結合、イミド結合、又はカルボキシル・アミン非共有結合のうちの少なくとも1つを共有する中空ガラス微小球と、

を含む組成物であって、前記耐衝撃性改良剤が、前記組成物の総重量に基づき、少なくとも約5重量%の量で存在する、組成物。

【請求項6】

前記耐衝撃性改良剤及び前記ポリアミドのうちの少なくとも一部が、イミドを介して共有結合により連結されている、請求項5に記載の組成物。

【請求項7】

相溶化剤を更に含む、請求項5又は6に記載の組成物。

【請求項8】

前記相溶化剤が、ポリオレフィン-ポリアクリレートコポリマーであり、前記ポリオレフィン-ポリアクリレートと前記マトリクスが、イミドを介して共有結合により連結されている、請求項7に記載の組成物。

【請求項9】

前記耐衝撃性改良剤が、エチレン-プロピレンエラストマー、エチレン-オクテンエラストマー、エチレン-プロピレン-ジエンエラストマー、エチレン-プロピレン-オクテンエラストマー、スチレン-ブタジエンエラストマー、又はそれらの組み合わせである、請求項1~8のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項10】

請求項1~9のいずれか一項に記載の組成物を含む物品。